

鳥取県告示第216号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																								
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>（1）次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道9号</td> <td>略 <u>西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960 - 1地先から鳥根県との県境まで</u> 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道373号</td> <td>八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1地先から同町大字市瀬字竹ノ出口1478 - 5地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>（1）次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望で</p>	路線名	区 間	略		一般国道9号	略 <u>西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960 - 1地先から鳥根県との県境まで</u> 略	略		一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1地先から同町大字市瀬字竹ノ出口1478 - 5地先まで	略		<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>（1）次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道9号</td> <td>略 <u>西伯郡大山町安原字朝引749 - 1地先から鳥根県との県境まで</u> 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道373号</td> <td>八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1地先から同町大字尾見字中村皆地117 - 5地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>（1）次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望で</p>	路線名	区 間	略		一般国道9号	略 <u>西伯郡大山町安原字朝引749 - 1地先から鳥根県との県境まで</u> 略	略		一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1地先から同町大字尾見字中村皆地117 - 5地先まで	略	
路線名	区 間																								
略																									
一般国道9号	略 <u>西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960 - 1地先から鳥根県との県境まで</u> 略																								
略																									
一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1地先から同町大字市瀬字竹ノ出口1478 - 5地先まで																								
略																									
路線名	区 間																								
略																									
一般国道9号	略 <u>西伯郡大山町安原字朝引749 - 1地先から鳥根県との県境まで</u> 略																								
略																									
一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1地先から同町大字尾見字中村皆地117 - 5地先まで																								
略																									

きる場所

路線名	区 間
略	
一般国道9号	西伯郡大山町名和字西菖蒲谷 960 - 1 地先から島根県との県境まで
略	
一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷 578 - 1 地先から同町大字市瀬 字竹ノ出口1478 - 5 地先まで

(2) ~ (6) 略

きる場所

路線名	区 間
略	
一般国道9号	西伯郡大山町安原字朝引1749 - 1 地先から島根県との県境まで
略	
一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷 578 - 1 地先から同町大字尾見 字中村皆地117 - 5 地先まで

(2) ~ (6) 略